

法人事業税 県税・地方法人特別税 国税・特別法人事業税 国税

法人事業税は、法人がその事業活動を行う際に利用する各種の行政サービスに必要な経費を分担していただきこうとするものです。

令和元年10月1日より、地方法人特別税が廃止され、特別法人事業税が新設されました。併せて法人事業税の税率が引き上げられました。

1 納める方は

県内に事務所又は事業所を設けて事業を行っている法人及び法人でない社団又は財団で、収益事業を行っているものです。

2 納める額は

●法人事業税（外形標準課税対象法人は除きます）

区分	所得等の区分	H27.4.1 以後に開始する 事業年度の税率	R元.10.1 以後に開始する 事業年度の税率	R2.4.1 以後に開始する 事業年度の税率
普通法人 外形標準課税対象法人(※1)は除く	年400万円以下の所得	3.4%	3.5%	
	年400万円を超える所得	5.1%	5.3%	
	年800万円を超える所得、軽減税率不適用法人(※2)	6.7%	7.0%	
特別法人（協同組合、信用金庫等及び医療法人）	年400万円以下の所得	3.4%	3.5%	
	年400万円を超える所得、軽減税率不適用法人(※2)	4.6%	4.9%	
	組合員50万人以上で売上高が年1,000億円以上である協同組合等の所得のうち年10億円を超える所得	5.5%	5.7%	
電気供給業（送配電事業のみ）・導管ガス供給業(※3)、保険業	収入金額	0.9%	1.0%	
電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業(※4)）	収入金額	0.9%	1.0%	0.75%
	所得	—	—	1.85%

(※1) 外形標準課税対象法人とは、事業年度終了日の日の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人です(公益法人、特別法人等は除く)。

(※2) 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所等を有し、かつ資本金又は出資金の額が1,000万円以上の法人です。

(※3) 特定ガス供給業を除く製造小売事業については、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から普通法人と同様の課税方式に変更。

(※4) 特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用。

●地方法人特別税（令和元年9月30日以前に開始する事業年度まで）

区分	課税標準	H26.10.1 以後に開始する 事業年度の税率	H27.4.1 以後に開始する 事業年度の税率	H28.4.1 以後に開始する 事業年度の税率	R元.10.1 以後に開始する 事業年度
外形標準課税対象法人 外形標準課税対象外法人 収入金額課税法人	法人事業税 (所得割・収入割) の税額	67.4%	93.5%	414.2%	廃止
			43.2%		
			43.2%		

●特別法人事業税（令和元年10月1日以後に開始する事業年度から）

区分	課税標準	R元.10.1 以後に開始する 事業年度の税率	R2.4.1 以後に開始する 事業年度の税率	R4.4.1 以後に開始する 事業年度の税率
外形標準課税対象法人	法人事業税 所得割の税額	260.0%		
外形標準課税対象外法人		37.0%		
特別法人（協同組合、信用金庫等及び医療法人）		34.5%		
電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業※を除く）、導管ガス供給業、保険業	法人事業税 収入割の税額	30.0%		
電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業※に限る）		30.0%	40.0%	
特定ガス供給業※		—	—	62.5%

※特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

※特定ガス供給業を除く製造小売事業については、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から普通法人と同様の課税方式に変更。

3 申告と納税は

法人の県民税と同じです。ただし、電気供給業等、収入金額に対して事業税を課される法人及び外形標準課税対象法人は、事業年度が6か月を超える場合、県民税で中間申告の義務がなくても事業税では必ず中間申告を行う義務があります。

なお、特別法人の事業税の中間申告は不要です。(法人税で中間申告義務がある場合は県民税のみ申告が必要です。)

2以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の事業税の申告は、課税標準の総額を一定の基準により按分して関係都道府県に分割し、その分割した額により事業税額を算定し、各都道府県に申告することになっていますが、その基準は23ページのとおりです。

特別法人事業税（地方法人特別税）は法人事業税と併せて申告・納付し、県が国に払い込みます。

外形標準課税

[制度の概要]

・適用事業年度…平成16年4月1日以後に開始する事業年度

・対象…資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

ただし、公益法人、特別法人等は対象外となります。

・税率

区分		H28.4.1 以後に開始する 事業年度の税率	R元.10.1 以後に開始する 事業年度の税率	R2.4.1 以後に開始する 事業年度の税率	R4.4.1 以後に開始する 事業年度の税率	
所得割	年400万円以下の所得	0.3%	0.4%		1.0%	
	年400万円を超える800万円以下の所得	0.5%	0.7%			
	年800万円超の所得 <u>軽減税率不適用法人※1</u>	0.7%	1.0%			
付加価値割		1.2%				
資本割		0.5%				
①を除く電気供給業、導管 ガス供給業※2、保険業		収入割	0.9%	1.0%		
①電気供給業（小売電気事 業等、発電事業等及び特定 卸供給事業※3）	収入割	0.9%	1.0%	0.75%		
	付加価値割	—	—	0.37%		
	資本割	—	—	0.15%		
特定ガス供給業※2	収入割	—	—	—	0.48%	
	付加価値割	—	—	—	0.77%	
	資本割	—	—	—	0.32%	

※1 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所等を有し、かつ資本金又は出資金の額が1,000万円以上の法人

※2 特定のガス供給業を除く製造小売事業については、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から普通法人と同様の課税方式に変更。

※3 特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用

・付加価値割の算出方法

$$\text{付加価値割} = ((\text{報酬給与額} + \text{純支払利子} + \text{純支払賃借料}) \pm \text{単年度損益}) \times \text{上記税率}$$

(事業年度により異なります)

※令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度について、法人税における所得拡大促進税制と同様の要件を満たす法人は、給与増加分に相当する額を付加価値額の課税標準から控除することができます。

・資本割の算出方法

$$\text{資本割} = \text{資本金等の額} \times \text{上記税率}$$

(事業年度により異なります)

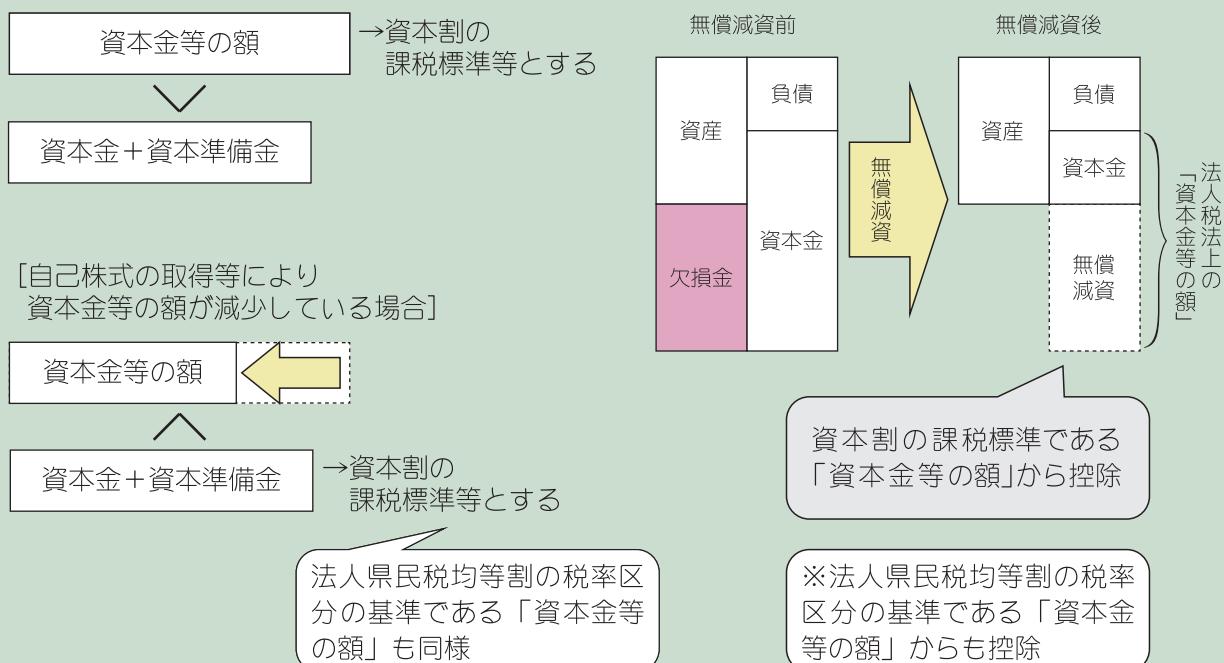
※平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、「資本金等の額」が「資本金と資本準備金の合計額」を下回る場合は、その合計額を資本割の課税標準とします。(詳細は23ページをご覧ください。)

分割基準

業種	分割基準
非製造業 電気供給業(小売電気事業)	課税標準の1/2:事務所数 課税標準の1/2:従業者数
製造業	従業者数 (資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人:工場の従業者数を1.5倍)
鉄道事業・軌道事業	軌道の延長キロメートル数
ガス供給業・倉庫業	事務所等の固定資産の価額
電気供給業(発電事業) (※特定卸供給事業)	課税標準の3/4:事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4:事務所等の固定資産の価額
電気供給業(送配電事業)	課税標準の3/4:事務所等の所在する都道府県において発電所に接続する 電線路の送電容量 課税標準の1/4:事務所等の固定資産の価額

※特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

【平成27年度税制改正】法人事業税資本割の課税標準・法人県民税均等割の税率区分の見直し



※無償増減資等を行っている場合は、申告時に無償増減資等を証する書類を添付してください。